

平成29年第4回定例会(平成29年12月19日)

観光建設水道委員会委員長 (松川 峰生 委員長)

去る12月11日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました『議第97号 平成29年度別府市一般会計補正予算(第4号)』関係部分、ほか8件について委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに『議第97号 平成29年度別府市一般会計補正予算(第4号)』関係部分についてであります。

産業政策課関係では「元気な別府創生べっぷで飲んで食うぽん券」購入者の未利用や取扱店の未換金による余剰金及び「別府市中心市街地活性化協議会事業」の廃止による余剰金を、商工会議所より寄附金として受納することに伴い、商店街活性化に要する経費の財源の一部として充当するとの説明がなされました。

農林水産課関係では、ざぼんサイダーの在庫の減少による2万本の増産に伴う経費、また大分県が実施する境川上流の災害関連緊急砂防事業の工事用地として、市有地を大分県に売却することに伴う南立石財産管理委員会に対する補償金、さらに9月の台風18号により市内の農地・水路40箇所が被災したために行う復旧工事費用として、国の補助対象の農地・水路災害を31箇所分、市の単独補助の農地・水路災害を9箇所分補正計上しているとの説明がなされました。

道路河川課関係でも、台風18号による災害復旧費用を計上しており、今回の台風により被災した内成地区の道路路肩法面復旧工事を行うとの説明がなされました。

委員からは「災害復旧工事は、国の査定を経る都合があり、予算計上・工事発注が遅れる傾向にあるが、工期が翌年度までかかることは道路利用者や農地の耕作者に不利益を与えることから、年度内の完成に向けて努力するように」との要望がなされました。

またざぼんサイダーについては、委員からザボンのブランド化や販路拡大についての質疑が縷々なされましたが、当局からは「ザボンを中心としたいろんな産業が活性化できるように検討していきたい。また、販売戦略としてはB-biz LINKとの連携も検討していくが、まもなく通販も開始する予定である。」との回答がなされました。

建築指導課関係では、「大規模建築物耐震改修」の費用について、本年度3件分のホテルの耐震改修費用について予算計上をしていたが、見送りとなった

2件分と来年度予定から本年度に前倒しになった1件分の差額を、また「公共建築物アスベスト含有調査」の費用については、今年度、環境省より、建築物の仕上塗材について石綿を含有している可能性があるため、改修等工事をする場合には、石綿含有率分析調査を実施する旨の取り扱いが示されたことに伴い、市営住宅145棟についての調査委託費用を予算計上しているとの説明がなされました。

採決におきましては、『議第97号 平成29年度別府市一般会計予算（第4号）』関係部分については、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、『議第99号 平成29年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）』関係部分、『議第100号 平成29年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）』関係部分、『議第101号 平成29年度別府市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）』関係部分については、各課から人事院勧告に準拠した人件費の増額に伴い、予備費の減額や一般会計からの繰り入れを行っているとの説明がなされました。

採決におきましては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

予算外の議案についてですが、『議第107号 別府市手数料条例の一部改正について』の関係部分、および『議第109号 別府市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について』、『議第110号 別府市営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について』、では建築指導課及び農林水産課から関係法令の改正に伴い、条例が引用する条項に移動が生じたことによる条例改正であるとの説明がなされました。

『議第112号 旧慣による公有財産についての権利を廃止することについて』、では農林水産課から、大分県が実施する災害対策に伴う工事用地として市有地を大分県に売却するが、この市有地には地方自治法で規定する『旧慣』が認められるため、同法の規定により議会の議決を得て、これを廃止しようとするものであるとの説明がなされました。

『議第113号 指定管理者の指定について』では観光課から、現在市が直営をしている地獄蒸し工房鉄輪の管理について、地獄蒸し工房鉄輪共同事業体に行わせようとするものであり、当該団体は、代表団体を旭環境管理株式会社とした有限会社 割烹平家との共同事業体である。また指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間であるとの説明がなされました。

委員からは、「以前に問題があった案件であり、また収益が見込まれる施設であることから皆が注目している。地元からの食材調達や雇用の継続も考慮した上で、的確な会計処理を基にした経営を指導してもらいたい」との意見がな

され、当局からは「要項・ガイドラインのなかで月次の報告や定期的なアンケート調査も義務付けており、雇用に関しても共同事業体に依頼をしている。地元との協調を大前提に事業を進めていきたい」との回答がなされたので、これを了といたしました。

採決におきましては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。